

離島指定基準の点検について

国土交通省 国土政策局
離島振興課

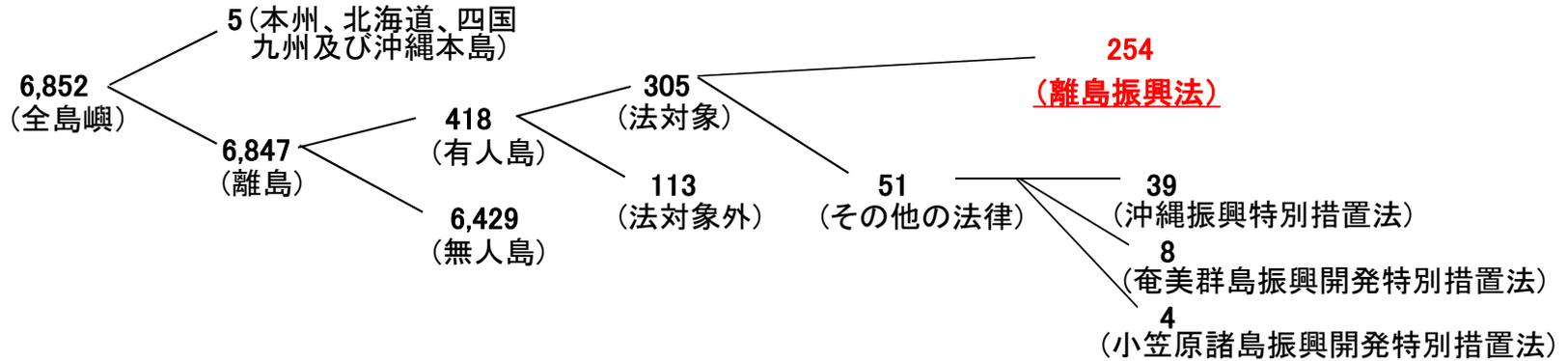
平成24年10月

離島振興対策実施地域の概要

■我が国は6,852の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による**離島振興対策実施地域は254島(75地域)**となっている。

【日本の島嶼の構成】

(平成24年4月1日現在)



【離島振興対策実施地域の現況】

区分	離島の状況
地域数	75
指定有人島数	254
面積	5,206km ²
(対全国比)	(1.38%)
人口	387千人
(対全国比)	(0.30%)
関係市町村数	110

(注)人口は平成22年国勢調査による

【法対象外離島113島の内訳】

法対象外離島	113島
架橋等	91島
未指定離島※	22島

※この他に、内水面に存在する沖島(滋賀県)がある。

現行の離島指定基準について①

- 離島振興法第2条により、主務大臣は国土審議会の意見を聴いて離島の地域の全部又は一部を離島振興対策実施地域として指定できる。
- 離島振興対策実施地域の指定基準は、離島振興対策審議会(現国土審議会)により決められ、ア 外海離島、イ 内海離島、ウ 離島の一部地域、を指定する場合の3つに区分される。

ア 外海離島指定基準(昭和28年10月8日第1回離島振興対策審議会決定)

1. 外海に面する島(群島、列島、諸島を含む。)であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. 前四項の条件を具備した島であって法第一条の目的を速やかに達成する必要があること。

ア' 外海離島指定基準第四項に対する緩和基準

(昭和32年6月14日第12回離島振興対策審議会決定)

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの。
2. 人口おおむね100人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

イ 内海離島指定基準(昭和32年6月14日第12回離島振興対策審議会決定)

1. 本土との最短航路距離がおおむね10 km以上であるもの。
2. 定期航路の寄港回数が1日おおむね3回以下であるもの。
3. 人口おおむね100人以上であるもの。
4. 前三項の条件を具備した島であって、法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。

注)二つ以上の島が同一市町村に属する場合、又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる。

ウ 離島一部地域指定基準(昭和39年1月29日第26回離島振興対策審議会決定)

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離が、外海の島しょにおいては、おおむね5 km以上、内海の島しょにおいては、おおむね10 km以上あるもの。
2. 定期航路の寄港回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
3. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
4. 指定について要望のあるもの。
5. 前四項の条件をそれぞれ具備した地域であって、後進性が著しく法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見透し線等をもって境界線とする。

エ 瀬戸内海の範囲(昭和29年9月10日第4回離島振興対策審議会決定)

瀬戸内海と外海との境界を豊後水道においては大分県岡崎と愛媛県佐田岬、紀伊水道においては、徳島県孫崎と淡路島門崎並びに淡路島生石崎と和歌山県田倉崎をそれぞれ結ぶ線とする。

これまでの指定基準及び指定離島の経緯について

指定時期	指定年月日	主な指定離島	指定基準
第1次	昭和 28. 10. 26	外海離島の指定 (伊豆諸島、佐渡島、隠岐島、対馬島、五島列島、天草島、屋久島等)	外海離島指定基準(昭和28年10月8日第1回離島振興対策審議会決定) 1. 外海に面する島(群島、列島、諸島を含む。)であること。 2. 本土との間の交通が不安定であること。 3. 島民の生活が強く本土に依存していること。 4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。 5. 前四項の条件を具備した島であって法第一条の目的を速やかに達成する必要があること。
第2次	28. 12. 21	外海離島の指定 (大島(宮城県)、粟島、志摩三島、沖ノ島、見島、生月島、平戸島等)	
第3次	29. 10. 2	外海離島の指定基準改定に伴う指定 (能登島、大島(和歌山県)、礼文島、奥尻島、戸島、日振島、沼島等)	外海離島指定基準見直し(昭和29年9月10日 第4回離島振興対策審議会決定) 1. すでに指定された離島で、その後町村合併によって独立町村たる地位を失った離島については、従前どおりとし指定を取り消さない。 2. 指定基準に「一カ町村以上の行政区画を有する島であること」とあるため、指定の対象になりえない離島については、一定の人口、ある程度の隔絶の地にあるものに限り基準を緩和して指定する。 3. 豊後水道及び紀伊水道は外海とみなし、豊後水道に所在する離島は指定の対象とする。 4. 北海道の離島は北海道開発法の有無にかかわらず指定の対象とする。
第4次	30. 7. 15	外海離島の指定基準改定に伴う指定 (飛島、馬渡島、小川島)	外海離島指定基準見直し(昭和30年6月13日 第6回離島振興対策審議会決定) 前回の指定基準見直しで示された「一定の人口、ある程度の隔絶の地」を「人口おおむね1,500人以上、本土との最短距離5km以上」と改定。
第5次	30. 10. 18	外海離島の指定基準改定に伴う指定 (網地島)	
第6次	32. 8. 14	外海離島の指定基準改定、内海離島の指定基準策定に伴う指定 (牡鹿諸島、志摩四島、家島群島、玄海諸島、平戸諸島、豊後諸島等)	外海離島指定基準見直し(昭和32年6月14日 第12回離島振興対策審議会決定) 1. 本土との最短航路距離が5km以上であるもの(本土との最短距離5km以上から緩和)。 2. 人口おおむね100人以上であるもの(人口おおむね1,500人以上から緩和)。 3. 指定について要望のあるもの。
第7次	32. 12. 23	外海離島の指定基準改定、内海離島の指定基準策定に伴う指定 (浦戸諸島、愛知三島、船倉島、家島群島、笠岡諸島、直島諸島等)	内海離島指定基準(昭和32年6月14日 第12回離島振興対策審議会決定) 1. 本土との最短航路距離がおおむね10 km以上であるもの。 2. 定期航路の寄港回数が1日おおむね3回以下であるもの。 3. 人口おおむね100人以上であるもの。 4. 前三項の条件を具備した島であって、法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。 注)二つ以上の島が同一市町村に属する場合、又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる。
第8次	34. 5. 8	外海離島の指定基準改定、内海離島の指定基準策定に伴う指定 (志摩諸島、豊島、備後群島、塩飽諸島、関前諸島、蠣ノ浦大島等)	
第9次	36. 9. 25	外海離島の指定基準改定、内海離島の指定基準策定に伴う指定 (日生諸島、児島諸島、上大崎群島、大島諸島、来島群島等)	
第10次	39. 7. 7	離島一部地域指定基準策定に伴う指定 (沼島・灘、上大崎群島、芸備群島、周防大島諸島、直島諸島等)	離島一部地域指定基準(昭和39年1月29日 第26回離島振興対策審議会決定) 外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。 1. 本土との最短航路距離が、外海の島しょにおいては、おおむね5 km以上、内海の島しょにおいては、おおむね10 km以上あるもの。 2. 定期航路の寄港回数が、1日おおむね3回以下であるもの。 3. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。 4. 指定について要望のあるもの。 5. 前四項の条件をそれぞれ具備した地域であって、後進性が著しく法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。 注)一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見越し線等をもって境界線とする。
第10次追加	42. 8. 18	追加指定 (志摩諸島、犬島)	
第11次	平成 12. 12. 15	直島	

現行指定基準と指定離島の比較について

■現行指定基準は、定量的項目として、人口、最短航路距離、寄港回数等を用いているが、指定離島における状況は下記のとおりとなっている。

指 定 離 島 (254島)		
<p><u>外海離島</u>(外海に面している)(159島)</p>		<p><u>内海離島</u>(95島) (瀬戸内海の離島等)</p>
<p>市町村の全ての地域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの</p> <p><u>「全部離島」</u>(68島) (例) 佐渡島(新潟県佐渡市)</p>	<p>市町村の一部の区域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの</p> <p><u>「一部離島」</u>(91島) (例) 飛島(山形県酒田市)</p>	
<p>(定量的項目なし)</p>	<p>□人口<u>100人未満</u> ⇒ <u>25島</u></p> <p>□定期便の<u>航路距離が5km未満</u> ⇒ <u>15島</u> (定期航路なしは除く)</p>	<p>□人口<u>100人未満</u> ⇒ <u>53島</u></p> <p>□定期便の<u>航路距離が10km未満</u> ⇒ <u>47島</u>(定期航路なしは除く)</p> <p>□定期便の<u>寄港回数が3回/日を超える</u> ⇒ <u>58島</u></p>

外海離島(一部離島)の人口の推移

- 外海離島(一部離島)の人口は減少を続けており、昭和30年の人口を100とした場合、平成22年には27となっている。
- 人口が100人未満の外海離島(一部離島)の数は、昭和30年には3島であったのに対し、平成22年には25島となっている。

	50人 未満	99人 ～ 50人	499人 ～ 100人	999人 ～ 500人	1,000人 以上	総人口 (千人)	平均 人口 (人/島)	指数
昭和30年	2島	1島	21島	15島	52島	170	1,863	100
昭和35年	2島	2島	22島	14島	51島	164	1,798	97
昭和40年	2島	2島	29島	13島	45島	148	1,630	88
昭和45年	3島	2島	30島	22島	34島	127	1,399	75
昭和50年	3島	5島	29島	26島	28島	108	1,186	64
昭和55年	3島	11島	26島	22島	29島	99	1,088	58
昭和60年	4島	11島	27島	22島	27島	93	1,019	55
平成2年	5島	11島	30島	22島	23島	78	862	46
平成7年	7島	10島	33島	20島	21島	70	773	41
平成12年	11島	8島	38島	17島	17島	62	686	37
平成17年	14島	7島	43島	13島	14島	52	572	31
平成22年	15島	10島	41島	15島	10島	45	499	27

内海離島の人口の推移

- 内海離島の人口は減少を続けており、昭和30年の人口を100とした場合、平成22年には30となっている。
- 人口が100人未満の内海離島数は、昭和30年には5島であったのに対し、平成22年には53島となっている。

	50人未満	99人 ～ 50人	499人 ～ 100人	999人 ～ 500人	1,000人 以上	総人口 (千人)	平均 人口 (人/島)	指数
昭和30年	2島	3島	35島	18島	37島	147	1,544	100
昭和35年	2島	5島	36島	23島	29島	134	1,414	92
昭和40年	5島	4島	38島	18島	30島	119	1,254	81
昭和45年	4島	10島	44島	10島	27島	105	1,108	72
昭和50年	7島	14島	40島	10島	24島	96	1,015	66
昭和55年	12島	16島	36島	9島	22島	88	928	60
昭和60年	15島	18島	32島	11島	19島	81	854	55
平成2年	19島	18島	29島	13島	16島	72	756	49
平成7年	22島	17島	30島	13島	13島	64	674	44
平成12年	29島	13島	30島	10島	13島	58	606	39
平成17年	33島	13島	30島	8島	11島	51	533	35
平成22年	38島	15島	25島	6島	11島	44	463	30

- 架橋等で本土と地続きになった離島を除き、未指定の有人離島は、23島(琵琶湖沖島含む)。
- 約3万人の小豆島から、人口数名の離島まで、島の状況には大きな幅がある。

都道府県 市町村	島名	内海・外海	H22 国勢調査 人口	人口増減率 (H17⇒H22)	航路距離 (km)	寄港回数 (回/日)	備考※
香川県 小豆島町、土庄町	小豆島 (しょうどしま)	内海	30,167	△ 7.0%	22.0	84	小説「二十四の瞳」の舞台となって以降、観光客が多く訪れる。また、日本で初めてオリーブの栽培を行い、小豆島オリーブオイルは世界的にも高い評価を得ている。
広島県 廿日市市	厳島 (いつくしま)	内海	1,760	△ 9.5%	2.0	100以上	全島が国の特別史跡・特別名勝に指定されている。厳島神社が世界文化遺産に登録。日本を代表する観光地として多くの観光客でにぎわう。
愛媛県 松山市	興居島 (ごごしま)	内海	1,279	△ 13.5%	2.0	28	温暖な気候と急斜面を活用した果樹栽培が盛んな県内有数のみかん産地。島内を巡拝する「島四国八十八カ所巡り」や県の無形民俗文化財に指定されている「船踊り」など、固有の文化が伝承されている。
広島県 広島市	似島 (にのしま)	内海	919	△ 15.6%	9.2	13	砂利採取業を主とし、戦後の広島市の復興に大きく貢献した。最近では、レクリエーションの場として広く市民に利用されている。
福岡県 福岡市	能古島 (このしま)	外海	810	5.6%	2.2	23	博多湾に浮かぶ島。福岡市民の身近な行楽地として親しまれ、福岡でも屈指の菜の花およびコスモスの名所。
滋賀県 近江八幡市	沖島 (おきしま)	内水面	343	△ 14.8%	3.3	11	湖沼に存在する日本で唯一の有人島。大半の住民が漁業を営んでおり、湖魚の漁獲高は県内シェア上位を占める。
香川県 高松市	大島 (おおしま)	内海	115	△ 41.6%	4.8	9	国立ハンセン病療養所大島青松園があり、入居者の方々と職員(元職員含む)、その家族のみが在住している。
広島県 広島市	金輪島 (かなわじま)	内海	107	28.9%	3.5	11	戦後、開拓農家が移住、旧軍施設を利用した造船所が立地。造船所の最盛期には500人以上の従業員を擁したが、造船不況等を経て減少している。
香川県 土庄町	沖之島 (おきのしま)	内海	75	△ 5.1%	22.1	14	小豆島の沖合約100mにある島。小豆島有数の漁業基地である。農業も営まれているが、底引網などの漁業が基幹産業である。
広島県 大崎上島町	契島 (ちぎりしま)	内海	42	△ 27.6%	4.0	30	島内にある鉛精錬所の生産量は東洋一を誇っている。別名「軍艦島」とも呼ばれる。居住できる人は精錬所関係者のみで、部外者の立ち入りは許可が必要。
広島県 竹原市	大久野島 (おおくのしま)	内海	26	73.3%	4.0	35	昭和38年に島全体が国民休暇村となって以来、総合レクリエーション施設となっており、年間10万人を超える人々が訪れている。

※ SHIMADAS((財)日本離島センター)等より作成

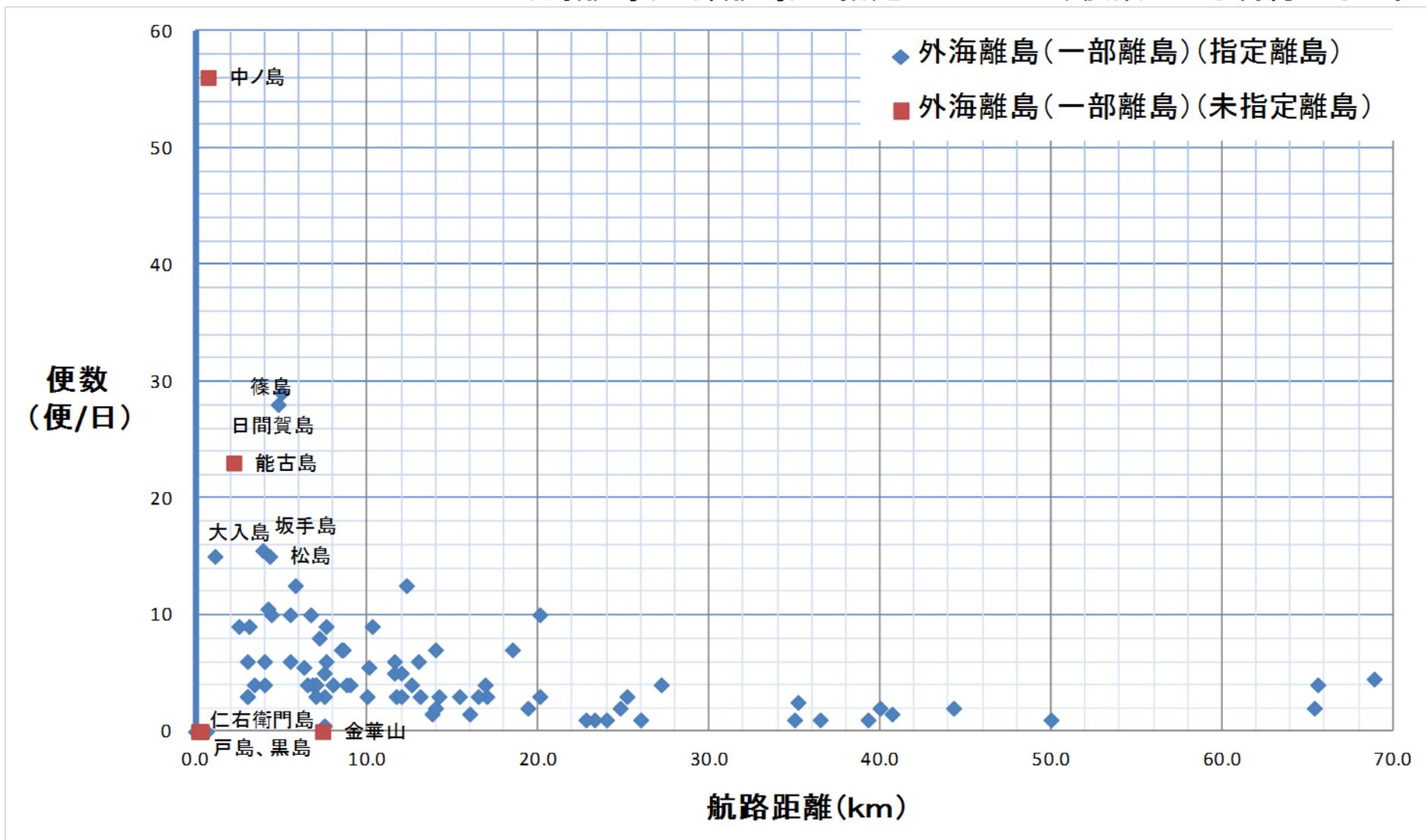
未指定の離島について(架橋等で本土と地続きになった離島を除く)②

都道府県 市町村	島名	内海・外海	H22 国勢調査 人口	人口増減率 (H17⇒H22)	航路距離 (km)	寄港回数 (回/日)	備考※
和歌山県 那智勝浦町	中ノ島 (なかのしま)	外海	24	△ 25.0%	0.7	56	島全体が南紀勝浦温泉を代表する一軒のホテルになっている。豊富な湯量を誇る露天風呂は、「紀州潮間之湯」と呼ばれる。
宮城県 石巻市	金華山 (きんかさん)	外海	23	△ 20.7%	7.4	-	古くは「万葉集」に読まれ、出羽三山、恐山と並び奥州三大霊場の1つに数えられた霊島。奇岩・怪岩が続く千量敷海岸などの見どころも多く、東北有数の観光地である。
長崎県 諫早市	鹿島 (かしま)	内海 (湾内)	8	0.0%	0.3	-	緩やかな傾斜地にミカン畑が一面に広がり、海岸では貝や小魚がとれ、真珠貝の養殖やナマコ漁も営まれている。
大分県 臼杵市	黒島 (くろしま)	外海	5	66.7%	0.3	-	佐賀関半島の沖合に位置する小島。夏には海水浴客でにぎわう。
長崎県 時津町	前島 (まえじま)	内海 (湾内)	5	△ 37.5%	0.2	-	2世帯が住む島。開墾でいくつもの古墳群の存在が知られるようになった。古墳の島として、県内外から注目されている。
長崎県 西海市	竹ノ島 (たけのしま)	内海 (湾内)	4	0.0%	0.1	-	大村湾に浮かぶ標高20mほどの小島で、現在、カキの養殖が営まれている。
千葉県 鴨川市	仁右衛門島 (にえもんじま)	外海	3	-	0.2	-	千葉県の名勝、新日本百景の地に選ばれている。磯遊び、磯釣り、海水浴などが楽しめるほか、源頼朝のかくれ穴などの見どころがたくさんある。
岡山県 瀬戸内市	前島 (まえじま)	内海	-	-	0.9	29	島全体が国立公園に指定され、美しい緑の松林など自然が残るほか、マリンスポーツや自然体験・産業体験が楽しめる。キャベツやスイカなどの野菜栽培が盛ん。
三重県 志摩市	横山島 (よこやまじま)	内海 (湾内)	-	-	0.4	-	民宿旅館を営む1世帯が住む。本土との行き来には、宿泊客の送迎も含め、個人で所有している船を利用しており所要時間は約5分。
岡山県 瀬戸内市	黒島 (くろしま)	内海	-	-	2.0	-	瀬戸内海国立公園特別地域に指定された島。かつては小型船の造船所があったが、今は数世帯が居住している。
岡山県 瀬戸内市	黄島 (きじま)	内海	-	-	2.0	-	瀬戸内海国立公園特別地域に指定された島。宗教団体の神殿がある。
高知県 須崎市	戸島 (へしま)	外海	-	-	0.2	-	土佐湾唯一の離島。小割式養殖業としてタイ・カンパチ・シマアジなどの飼育に取り組んでいる。
合計			35,715	△ 8.5%			

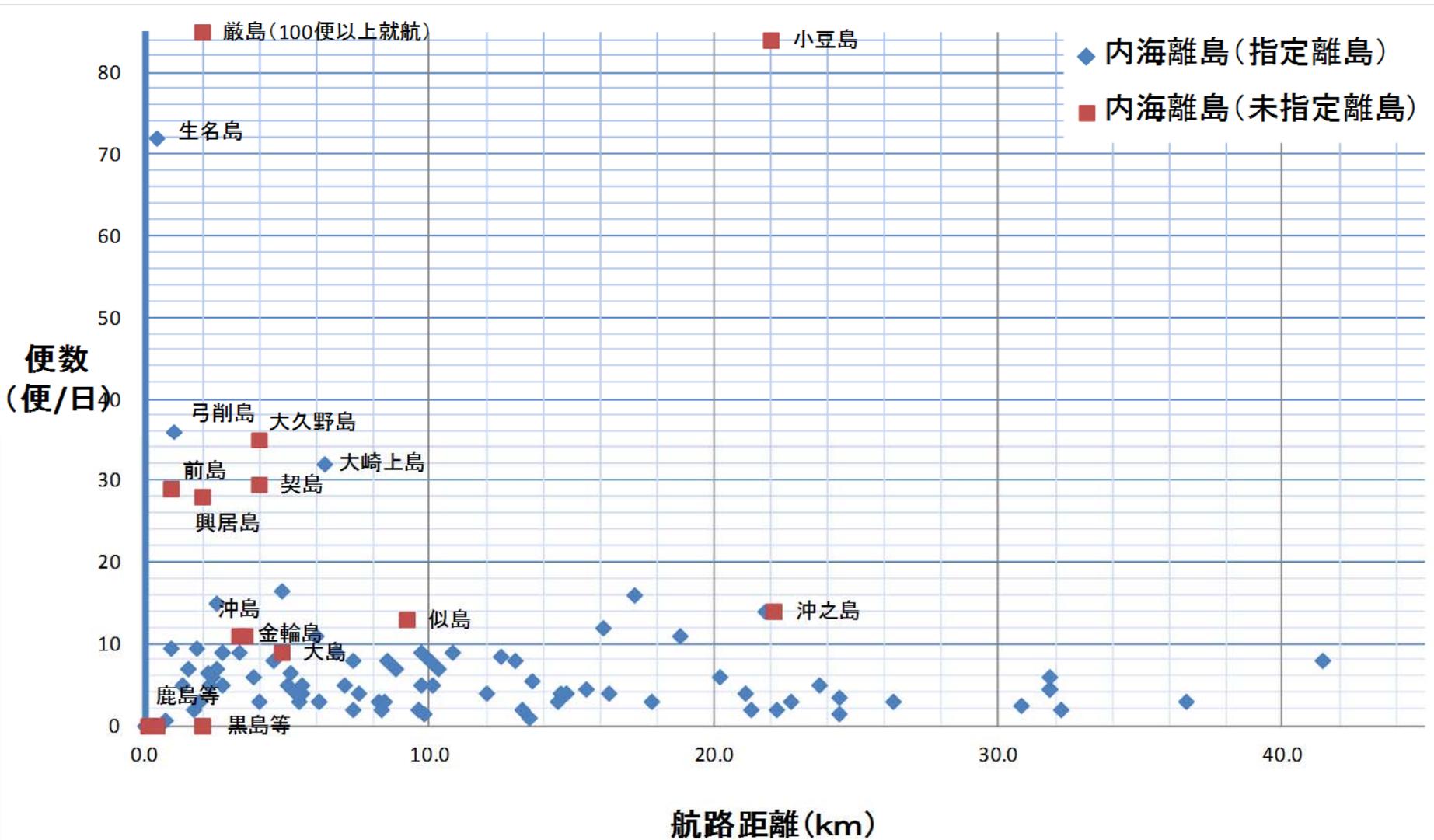
※ SHIMADAS((財)日本離島センター)等より作成

外海離島(一部離島)における航路距離・便数の関係

※外海離島(一部離島)の指定については、便数による制約はない。



内海離島における航路距離・便数の関係



指定基準と改正離島振興法について

- 本年6月に成立した改正離島振興法において、「目的」や「基本理念及び国の責務」として、新たに「居住する者のない離島の増加の防止」が規定された。
- 主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島を指定することとされている。

第一条（目的）

第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

第一条の二（基本理念及び国の責務）

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 国は、前項の基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二条（指定）

第二条 主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

指定基準についての主な点検の視点(たたき台)

○現行指定基準の内容(項目立て・水準※)についての社会・経済情勢の変化を踏まえた評価。

※主な着眼点:人口規模、隔絶性(航路距離、便数)などの項目立て
項目毎に示す人口100人以上、航路距離10km以上などの水準 等

- ・改正離島振興法第1条(目的規定)に、新たに「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止」等が盛り込まれたことへの留意。
- ・財政難など国の離島関係予算を取り巻く環境が厳しい状況において、離島間の公平性や、規模から生じる投資効果等の合理的な離島振興施策推進への留意。

○既に指定されている離島で、(評価後の)基準に該当しないこととなったものが生じた際の取り扱い。

○内水面の離島(現在指定基準が示されていない)の取り扱い。